

第2回三川町農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和7年8月22日(金) 午後3時50分

2. 総会の場所 三川町役場 議場

3. 総会に出席した農業委員は、次のとおりである。

1番 松田 潤 委員 2番 大沼 隆一 委員 3番 黒田 暢 委員
4番 佐藤 裕一 委員 5番 菅原 義弘 委員 6番 石栗 聡 委員
7番 五十嵐有紀子 委員 8番 齋藤 学 委員 9番 五十嵐晃樹 委員
10番 大川里美 委員

農地利用最適化推進委員

島田 博 推進委員 齋藤健太郎 推進委員

4. 総会に欠席した農業委員等は、次のとおりである。

なし

5. 総会に付した案件は、次のとおりである。

第1 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

6. 議長 三川町農業委員会 会長 大川里美

7. 会議に職務のために出席した者は、次のとおりである。

三川町農業委員会 事務局 長 菅原 勲
総務係 長 渡部 涼子
調整主任 須藤 輝一
会計年度任用職員 高橋 加奈

議 長 　ただ今より、第2回三川町農業委員会総会を開会いたします。
(15:50)

総会の日程は、事前送付のあった総会資料に記載のとおりです。
次に、議事録署名委員の選出についてお諮りします。
時間の関係上、議長から指名することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。
したがって、3番 黒田 暢 委員、4番 佐藤 裕一 委員の2名を指名します。

これより、報告並びに議案の審議に入ります。
それでは、日程第1 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」の報告を求めます。
事務局、説明願います。

渡部総務係長 (説明) ≪ 報告第1号 ≫
議 長 　以上で日程第1の報告を終わります。
次に、日程第2 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を審議します。
事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長 (説明) ≪ 議案第2号 ≫
議 長 　本案については、転用でありますので、過日実査しております。実査委員長より報告を求めます。
1番 松田 潤 委員 登壇願います。

1番 　1番、松田です。8月1日に、石栗 聡 委員、五十嵐 晃樹 委員、事務局等、計9名で申請地の実査いたしました。農地の現状としましては、数本の果樹と観賞用の樹木があり、その他の土地に関しては自己保全が進められており問題なく感じました。耕作はされておらず、きれいなかたちで保全されており、東西に農地がありました。西側の方は道路を挟んでおります。東側は普通畑であり現状保全された状態で何の被害も無いと思われます。近隣の道路へ土砂の流出を考える必要がなく、以上のことから許可相当と判断いたします。報告は以上です。

議 長 　これより質疑に入ります。本案について、ご意見ございませんか。
8番 齋藤 学 委員

8番 　8番、齋藤学です。資材置き場ということで、庭石やブロックということですが、崩れるとか、壁などを設置する検討や予定は譲受人からの意見はありましたか。

渡部総務係長 　どのくらいの資材を置くのかについて聞き取りしました。敷地いっぱいには大量に積むようなことはなく、不動産会社ということで、取引先の建築が完成されるまでの間に仮置き場として短期間置き、順次資材が入れ替わるようです。土地の一部が資材置き場になるということでした。周りの土地に崩れたり、資材が飛散することはない、と口頭確認しました。

8
議

番 わかりました。
長 他にございませんか。意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。
これから採決します。本案については、「許可相当」とすることに賛成の委員
の挙手を求めます。

(挙手) (賛成9名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案については「許可相当」といたしま
す。

以上をもちまして、第2回三川町農業委員会総会を閉会します。

(16 : 00)

会議の顛末に相違がないことを証するため署名をする。

議 長

議事録署名委員 3 番

議事録署名委員 4 番